



ニツ井小いじめ防止基本方針

令和4年度 改定
能代市立ニツ井小学校

1 基本的な考え

いじめは、人間として決して許されないことである。しかし、どの児童にも起こりうる。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、その未然防止、早期発見、適切な対応に取り組む必要がある。

学校は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない学校風土づくり」には、全職員が日々実践し、安全・安心な学校づくりが求められている。

2 いじめのサイン

1. 冷やかす、悪口、脅し文句
2. 仲間はずれ、集団による無視
3. ぶつかわれる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる
4. 金品を要求される
5. 金品を隠される、捨てられる、盗まれる
6. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
7. メールやネットで嫌がらせを受ける



3 未然防止

～いじめを生まない学校風土づくり～

安全・安心な学校

学校生活において		保護者・地域との連携
道徳教育	特別活動	
教科の授業 学び合い	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動 ・児童会 ・なかよし班 ・クラブ(貢献) 	
Q-Uテストの実施(高学年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの見える化 ・情報モラル講習会

4 早期発見

～サインを見逃さない～

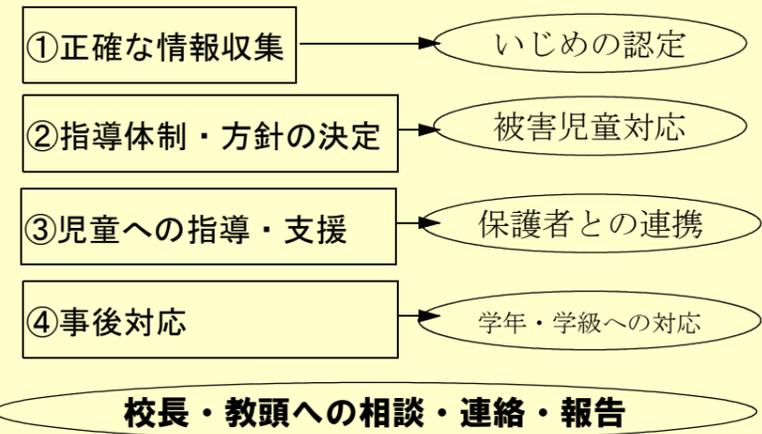
早期発見のための具体的取組

・教職員による観察 いじめの実態調査	ニツ井小 ・校長、教頭へ報告 ・組織として活動 ・情報発信
・児童からの情報・相談 なかよしアンケート	
・保護者からの情報・相談 学校アンケート	
・地域からの情報 見守り隊	

5 適切な対応

～早期・即時・組織的な対応～

いじめ発生時の適切な対応



6 ネット上のいじめ



ネット上のいじめ

- ・動画投稿サイト、アプリ
- ・無料通信アプリ(LINE・Facebook・Instagram等)
- ・ゲーム 通信機能付き端末

未然防止

- ・自立プラン
- ・話し合い 児童・保護者
- ・保護者への啓蒙
- ・モラル指導

早期対応

- ・保護者との連携
- ・専門機関との連携

7 いじめ問題の取組体制

いじめ対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事
養護教諭 当該学年主任 当該担任

外部機関

- ・市教委
- ・警察
- ・県教委
- ・児童相談所

保護者

教職員研修

- ・マニュアルの確認
- ・事例研究会

職員会議